

スプリンクラー消火設備 設置基準改正 - 西日本防災システム

2014 10 16

延べ床面積3000㎡以上の有床診療所や、3000㎡未満でも避難のために介助が必要となる有床診・病院に対して、スプリンクラー設備の設置を新たに義務付ける改正消防法施行令などが16日、公布されました。

新基準が**新築**の建物に適用されるのは2016年4月からで、**既設**の建物に適用されるのは2025年7月からとなります。

この有床診などへの新たなスプリンクラー設置義務化範囲をめぐっては、昨年10月の福岡市の10名がお亡くなりになった有床診火災以降、消防庁が翌月に検討部会を設置して議論を重ねてきたようです。同部会がまとめた報告書には、**スプリンクラーの新設置基準**のほか、有床診・病院への**消火器と火災通報装置の設置義務化**なども盛り込まれたようです。**3000㎡未満**で、躯体が防火区画や延焼抑制構造の場合や、皮膚科や歯科、産科など計13診療科のみを有している有床診・病院は、スプリンクラー新基準の対象とはなりません。また病院では、精神・感染症・結核病床のみを有している場合や、療養・一般病床を有していても夜間に人員が手厚く配置されている場合などは**対象外**となるようです。有床診では、3床以下であれば**免除**されます。

病院・診療所・有床診

病院と診療所は医療法 **医療法1条の5第1項・医療法1条の5第2項** に規定されています。

診療所とは入院施設がない、あるいはベッド数が19床以下の医療機関をいい、

病院とはベッド数が20床以上の医療機関のことをいいます

有床診療所とは19以下のベッドを備え、外来及び必要があれば入院して治療を行うことができる小規模な医療施設をいいます。

入院施設がある身近な医療施設をいいます。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ

